

新たな管理型最終処分場候補地選定委員会  
第4回委員会（非公開審議）

委員長：そうしたら審議を再開したいと思います。ここから非公開でございます。それで議題の中の（1）応募箇所について、公募の結果ですね。先ほどの4箇所について。（2）が2次スクリーニングの評価結果の案、結果というか審議を行うということですね。これ、別々にいきましょう。まず、応募箇所についての方をお願いしたいと思います。

事務局：事務局の方からご説明させていただきますが、その前に、報告資料の2ということで、今回、休憩の間にお手元にお配りさせていただきましたA4、1枚縦書きの資料があると思います。縦横比のところの資料でございます、前回は非公開でやらせていただきましたものでございましたから、本来、この時間でお示しさせていただくことで、簡単に説明をさせていただきます。

委員長：お願いします。

事務局：前回の委員会の非公開の中で頂戴しました意見の中で、選び方の縦横比などについての考え方を次回で説明するようにといただいております。この資料を見ていただきますと、谷地形としては、前回101箇所、平坦地として3箇所、合わせて104箇所の1次調査対象地が抽出をされたというところでございますけれども、その中のその場所の考え方を少し、前回の一覧の例を挙げまして説明をさせていただきたいと思っております。前のスクリーンに、この資料で箇所番号1番と書きました場所がありますが、具体的にどういう考え方でこの場所のこのエリアを抽出したのかということを少し説明させていただきます。

事務局：そうしたら、すみません、前のスクリーンで簡単に説明させていただきます。

（以下、スクリーンを指しながらの説明）

表の一番上にある高知市久礼野の1番ですけど、これで幅が約240m、長さが約400mで今、この1次調査対象地のエリアを囲んでおります。

これは上流とか下流に田んぼがありますので、こういった田んぼは、もう土地利用がされているというところで、いったんそこは外して、上流、下流端を決めております。横方向なんですけれども、等高線がこう入って、山がこう入り組んでいます。こういうような形でこんなギザギザで整備することはありませんので、ある一定、どうしても山を削りとったりして、その途中でまた盛土したりすることがあるので、こういったところは山を削り取って、その分を盛土に使えるような形、そういうような造成的なことも考慮して、この横幅約240mというのをこの1番では決めております。そういうような形で、この赤いライン、抽出する範囲を縦と横は利用状況から、横も等高線

を見て選んだというような箇所でございます。次は、これは63番、表でいったら右側の上の方になるのですけれども、本山町の古田というところなのですけれど、これが横幅がだいたい約220m、縦幅が530mという形になります。ここも土地の利用状況、横にまずこう道があるので、この道に被らないような形と、この等高線から見て、こっち側が谷の下流、こっちが谷の上流になりますけれども、上流に行くにつれて、だんだん、こう狭まっていくような形が等高線から読み取れるかと思えます。そういうような形で等高線に沿って、谷の形に沿って、こうだんだん上流に向いて狭くなっていくとか、絞り込むような形で抽出しております。このあたりの山がこうポコッと出てきている、これなんかは山を切り取って、掘削して、その土をまた造成に使うとかいうような、そういった造成的なことも考えて、この下幅なんかも定めて、このエリアを決めています。次、ここが91番。お配りしている資料の右側、下の方になるのですけれども、ここは縦横比が、他のところは横が短くて谷の上流下流に長いのですけれども、これは谷の上流下流に短くて、逆に横方向に長いような形になっています。これはまた上流側と下流側にピンクの着色、これは一番最初の選定エリアの時に除外区域としたところなのですけれども、この除外区域に囲まれているというところで、まず上流下流が決まって、後はこの土地の形、等高線の形を見て、ここなんかは等高線が比較的緩いとか、こっちを向いてちょっと谷のような形をしております。こういったところも有効活用し、かつ、こっちの方も山も削り取って、その分の土をまた造成に使うというような形で、ここは縦は短く、横に長くという、ちょっと他の谷地形とは異なるような抽出の仕方、範囲の設定の仕方というような形になっています。ですので、基本的には土地の利用状況なんかを見て、上流端とか下流端を決めたり、後は等高線の形に沿ったりとか、土地の造成的なことも考慮して、一つ一つの赤い抽出する範囲を1から104番まで決めております。以上、簡単ではございますけれども、説明を終わります。

委員長：はい、事務局からの今のようなご説明でございましたが、委員の皆様いかがでしょうか。もともと、私がこれを質問したことで、私が一番気になったのは、今の最後の91番みたいな横長の箇所。横長にやったら、どこまで横長までいけるのかと。あまり鉛筆みたいに細長くなったら、それはできないであろう。なんか塩梅というものがあそうだなと思って、お聞きしたのですが、ちょっとまだ塩梅がよく分からないところございますが、いかがでしょうか。委員、何か塩梅みたいなのはあるのですか。形の塩梅みたいなやつは。こんな形がだいたいいいのだよね、みたいな。

委員：どうなのでしょうね。これを大きくしたようなのが一番理想じゃないでしょうかね。長方形の。

委員長：はい、腑に落ちました。今のご説明で。無理でない形ということですかね。

そう言わざるをえないということですかね。

委員：結局、工作物といいますかね、今の処分場も見ていただいたと思いますけれど、ああいうものを作る場合に、本体と水処理施設とか、そういうのを横へ作らないといけない、色んな施設もありますので、だいたいこういう長方形がいいのじゃないでしょうかと思いますけれどもね。

委員長：なおかつ、建設作業ということを考えると、縦の長さも幅も十分余裕があるものという感じですかね。

委員：そうですね。

委員長：あとは地形に合わせるという。ということでございますが、いかがでしょうか。

委員：現状の日高の処分場の縦横比というのは、どのくらいの形なのでしょうか。見学に行ったので、イメージがしやすいのですけれども。

事務局：今の屋根がかかっている、埋め立てしている処分場自体でいえば、横幅がだいたい、中が埋立地と接しているところですが、40m程度で、縦幅が300m程度ですので、だいたい1対7とかですかね。単純に処分場の埋立しているところだけで言えばですが、敷地で言えば、ちょっと周辺の森林というか、山も含めて敷地になっていますので、ちょっとまた実際ここでの縦横比とエコサイクルセンターの縦横比とはまたちょっと考え方が違うかもしれないです。

委員長：はい、よろしいでしょうか。これから見ていかないと、なかなか塩梅も分からないところがあると思いますので、とりあえず、いかがでしょうか、これで一応ご説明をいただいたことにして、見ていく中で、また疑問があれば、こんな形は無理だろうみたいなものがあれば、ご質問いただくという形で進めたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですかね。

そうしたら、審議に入っていきたいと思います。ご説明をお願いします。

事務局：はい、それでは、お手元の方の委員限り1と書きましたA4横の資料を開いていただきたいと思います。よろしいでしょうか。2ページをお開きいただきまして、右下に2ページと書いたところから説明させていただきます。まず、応募対象となる土地要件の確認ということでございまして、前回の第3回委員会で4箇所、応募があったということでご報告をさせていただきましたが、まずこの4箇所の応募箇所が応募の対象となる土地の要件を満たしているかどうかということの確認を行う必要がございましたので、そちらの方から行いました。要件といたしましては、応募対象の要件としましては、3つございまして、高知市中心部から自動車で概ね1時間以内で到達できる土地、2点目としまして面積が5.5ha以上の土地、3点目としまして除外区域、

例えば国立公園だったりとか国有林であったりとか、そういった規制等がある 19 項目を示させていただきましたので、そういう除外区域でない土地というところが条件でございました。まず前提としまして、上の水色の部分の囲みに書いていますように、応募要件につきましては、応募者の方は登記簿上の面積を合計したもので出されていると思われすために、それを GIS 化しまして、それで必要面積を満たすかどうか確認しようということになりました。除外区域については、○は該当しない、△は一部該当、全て該当が×でございます。ということで、その結果を一覧にしたものがその下の表でございます。番号としてですね 105 から 108 ということで附番をさせていただきました。併せまして、お手元の方の資料の委員限り 2 と書きました資料をご用意しております。こちらの方の 4 箇所の応募箇所のそれぞれの傾斜量区分図ですとか、平坦地とか、除外区域がどうなっているかということを一枚物でまとめた資料でございます。順番にまいりますと、105 番でございます。応募者が示した面積が 8.2ha でございましたけれども、GIS 化しますと、これ 13.8ha ございました。それで、この除外区域ということで、委員限り資料の 2 の 1 ページをおめくりいただきますと、105 番の情報を示す図面が 4 つ書かれて、載せてございます。その中で、その下の 2 つですね、横並びの除外区域一色と書いた物と、除外区域個別と書いた物でございますけれども、それで見えていただきますと、右の個別の方が少し分かりやすいかもしれません。このピンクというのでしょうか、市街化調整区域の区域を表す箇所でございますけれども、これが青のところと若干重なっているように見える、こちらの方で 0.01ha 程、除外区域が重なっているというところがございます。それから、その次が 106 でございます。委員限り 2 の 1 ページをおめくりいただきまして、同じような配置の図をご覧いただきたいと思っております。これでいきますと、応募面積が 9.5ha、GIS にしますと 11.8ha でございます。これで右下の除外区域、個別の図面を見ていただきますと、この青い囲みの 106 と書いてある中で、黄緑色の部分が一部と、クリーム色が一部重なっているということがお分かりいただけるかと思っております。このクリーム色のほうが農用地区域、これが約 1.4ha、黄緑色のほうが土砂災害警戒区域でございまして、これが約 0.4ha ということで、一部かかっている部分、これを 11.8ha から差し引きしますと、残り約 10.0ha ということでございます。それから、その次の 107 でございます。107 は、これ平坦地ではございますけれども、応募の面積が 15.3ha、GIS 化しますと、それが 43.9ha だったということでございまして、これにつきましても 3 枚目の右下の除外区域、個別という図面を見ていただきますと、右上のところ若干、黄緑色がかかっていると、保安林でございまして、こちら 0.4ha ございまして、これを差し引きしますと、

43.5ha 残るというところがございます。最後に、その次の 108 番でございますけれども、やっぱり同じように 4 つ図面を載せてございまして、その一番右下、除外区域個別というところで見ますと、108 番の中には何も色が無い。ということで、これは 94 の抽出地とも一部、重なっている部分はございますけれども、こうした除外区域のエリアとは重なっていない、重なりがないということで、無しということになります。

そうしますと、その 2 ページの除外区域を除く応募箇所の面積これ全て 5.5ha 以上でございます。高知市中心部から、概ね 1 時間程度も全て〇でございますので、この 4 箇所につきましては、全て応募の対象となる土地要件には適合している、満たしているということが確認できたというところでございます。その次の 3 ページに移りまして、次はこの 4 箇所を 1 次スクリーニングの項目に対して、どうなるかということの確認を行わさせていただきました。項目としましては、敷地面積が 5.5ha 以上、幹線道路からの距離、国道、県道、市町村道とございますけれども、2 km あるかないかということですね。それから地形的条件としましては、谷地形または平坦地で勾配 14% 以下。土地の利用状況でございますけれども、前回の 1 次調査対象地の場合には、土地の利用状況があるかないかということで判断をさせていただきましたけれども、今回は土地の所有者からの応募であるということで、土地の利用状況については、考慮する必要はないのではないかという判断のもとで、そうした観点から検討させていただきました。先ほども少し触れさせていただきましたけれども、1 次調査対象地との関連でいきますと、107 番と 108 番については、抽出の 1 次調査対象地と一部重複している状況があるというところがございます。それでは、改めて 105 番の方から見ていただきたいと思います。先ほどご覧いただきました、後ろの方の 4 ページに図面を載せてございますけれども、見開きで見にくいかもしれませんので、先ほどご覧いただきました委員限りの資料の 2 を再度お開きいただけたら、同じものがございます。105 番につきましては、面積は 13.8ha、幹線道路から 2 km 以内にございました。地形でございますけれども、谷地形ということで、この委員限り資料の左上の図面を見ていただけたらと思いますけれども、105 と青い線で囲まれたエリアの中で、青い点線が右上のほうから少し出ておりまして、それから赤い線に繋がっております。この青い線が勾配が 14% 以下のところで、赤は 14% 以上というところがございます、これが 200m 以上取れるかどうかというところでございます、この 200m の長さまではなかなか取れない状況であるということが分かりました。それから、また委員限り 2 の 2 ページをお開きいただきますと、106 番の情報を載せてございます。こちらにつきましては、敷地面積は OK でございまして、幹線道路から 4 m とすぐというところござ

いました。その地形的条件ですけれども、一番左の上の図面を見ていただきますと、106として、ちょっと横長に形ができておりますけれども、その上のほうに青い点々というのが長く続いております。これが谷筋勾配を表したものでございまして、実はご覧いただきますと分かりますように、谷筋から半分側の地形でしかないということで、完全というか、谷地形ではなくて、片側斜面というふうなことが分かったわけでございます。青いところをずっと見てみますと、200m以上取れるのですけれども、片側斜面であるというふうなことが分かりました。それから3枚目に進んでいただきまして、107番でございます。こちらのほうも、敷地面積は43.5ha、幹線道路からの範囲としては157mございました。こちらのほうは谷地形ではなく平坦地でございまして、概ね1.3ha以上確保できているということで、青く、ちょっと濃く塗った部分が平坦地で14%以下の勾配の部分になります。これが102番の抽出地と重複するもので102番を包み込むような形で広く取られているという状況がお分かりいただけるかと思えます。それから、次の108番の図面でございます。こちらのほうが、面積は6.8ha、幹線道路からの範囲につきましては、1,194mということで条件をクリアしています。谷地形でございまして、左の上の図面を見ていただきますと、No.94と一部重複しているというのをお分かりいただけるかと思えますが、この青い部分が今回の場所でございます。青い部分の中には赤い線、繋がれた線しか出ておりませんので、14%以下の谷筋勾配がこの場所では取れていないという状況でございまして、そうした判断のもと考えますと、要件を満たすものとしましては、107番の部分が1次スクリーニング項目としては適合をしているということで、事務局としては判断をさせていただいたところでございます。以上が、応募箇所の選定の結果でございます。

委員長：はい、ありがとうございます。今、ご説明いただいたように3ページのこの表を見ますと、こういう結果になってございます。ですから、事務局案としては107番を1次調査対象地へ追加する、2次スクリーニングに進むという案でございます。105番と108番は地形的条件の中で勾配の条件に合わない、14%以下が無かったということで、1次スクリーニングの項目からすると×ということでございます。106番でございますが、1次スクリーニングの地形項目を見ると、一応○が付きそうには思うのですが、谷の片側斜面だけということで、これもちょっと盲点だなと思ったのですが、処分場の建設を考えると、これはしんどかろうという事務局の判断でございます。そういうことで、107のみ、1次調査対象地へ追加という案でございますが、いかがでしょうか。

何というのか、106番のこの地形条件、勾配14%以下のところで、一応、14%

以下ではあるのだけれど、地形がこれじゃあ谷地形とも言えないといえ言えないのですよね。この1次スクリーニング項目も機械的に決めたところではございますが、各箇所を見ると、こういうなかなかジャストに当てはまらないところがあると。ですから、個別に判断せざるをえないというところではないかと思います。

そうしましたら、いかがでしょう。もう少し、ちょっと見ていただけますか。1次スクリーニングでございますが、事務局案、107番の1箇所を追加して、2次スクリーニングにかかるという結論にいたしたいと思います。そういうことで、2次スクリーニングの結果、前回1次スクリーニングで104箇所が残ったのですが、それプラス1で105箇所が2次スクリーニングの対象になります。そういうことで、この、応募箇所の107番を追加した105箇所を対象に2次スクリーニングを行いましたので、その評価結果の案を事務局の方からご説明をお願いします。ちょっとこれに時間をかけたいと思います。

事務局：それでは、2次スクリーニング評価結果案につきまして、ご説明をさせていただきます。資料のほうは引き続き6ページからお開きいただきたいと思っております。前回の第3回委員会でご決定をいただきました評価項目、10項目を再掲させていただいております。7ページに移らせていただきまして、評価の基準ということでございますけれども、上の3つでございます、重要文化的景観の重要構成要素、それから四万十川条例の重点地域、常時水流のある谷、この3つにつきましては、一部でも該当すれば、除外。非該当であれば○という評価、その他の項目につきましては、非該当であれば○、一部該当すれば△、全部該当すれば×というような評価をさせていただくということでございます。その中で、土砂災害危険箇所、これは3種類に分けられるということですので、土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所、それから山地災害危険地区も、山腹崩壊危険地区と崩壊土砂流出危険地区、地すべり危険地区に分けられているところでございますので、さらに詳しく10項目を14項目といたしまして、細分類ごとに評価を行っていくということといたします。細分類ごとの評価を行うことによりまして、さらに詳しく評価ができるということ、防災に関する評価が可能となるということがございます。

次に、8ページをお開きいただきたいと思っております。先ほど応募箇所の中から1箇所を1次調査対象地に追加をするということで、ご決定いただきましたので、前回、抽出しました104箇所と合わせまして、評価表の案を作成いたしました。考え方でございますけれども、お手元の委員限り3と書きました、A3で4枚ほどの資料がございますが、こちらのほうを併せてご覧いただければと思います。こちらの委員限り3の資料を箇所番号1から108ですね、ご

用意したところでございます。この中で一部でも該当すれば除外する評価項目ということで、重要文化的景観の重要構成要素、四万十川条例、常時水流がある谷ということで見ますと、重要文化的景観の重要構成要素、四万十川条例につきましては、一覧表でご覧いただきますと分かりますように、全て○でございました。常時水流がある谷につきましては、×がございまして、これが33箇所×であったということが分かったわけでございます。それから、あと2点、8ページの方に書いてございますけれども、第3回委員会におきまして、委員の方から公共工事で残土処理場になっていると思うので確認を欲しいという箇所がございました。具体的に申し上げますとNo.93でございます。こちらの方を私どもの方で確認をしますと、確かに、公共工事、河川事業の残土処理場として、現在、工事中であるということが確認できましたため、これにつきましては、今回、除外させていただくようにしたいと考えてございます。もう1点ですね、No.92でございますけれども、これも前回の1次調査対象地の選定のおりに、14%勾配の部分と道路の情報というのが重なっておりました関係で、道路により分断されているというのが分からなかった、確認できなかったというようなことが後で分かりまして、これにつきまして、本来、除外をするべき箇所であったということが分かりましたために、今回、この機会に除外をさせていただきたいと考えております。なお、こうしたことが他にないかどうかということで、他の箇所もすべて確認をしましたけれども、こういった重なりがあつて分からなかったという場所はここの箇所だけでございました。これからいきますと、33足す2ということで、105箇所の中から35箇所を除きました70箇所、このうち102と107は一部重複してございますけれども、その中から、この3項目以外の残余の評価項目となります、2次スクリーニングを実施をしまして、2次調査対象地に設定するという事で進めてまいりたいと思います。

それでは、9ページに移りまして、評価項目ごとの評価でございますけれども、これにつきましては、委員限り資料3の3枚目をご覧いただきたいと思っております。評価集計順というふうに、黄色と薄い緑で色付けをしたものが、3枚目にあるかと思っておりますけれども、そちらの方をご覧いただけたらと思っております。よろしいでしょうか。評価集計順というふうに、囲んだ資料でございまして、そちらのほうをご覧いただきますと、一番右の端の列に集計順箇所数ということで、11、8とか順番に1まで並んでおりますけれども、この合計が70箇所でございます。9ページのこの表の箇所数の合計70箇所でございますので、○が13、△が1、×が0の箇所数が11あるというのが、上の、一番上の黄色の帯の部分、11箇所でございます。こういうふうな感じで見ていただけたら、それぞれ個別の情報はお分かりいただけるかなと思っております。

そうしたものを、△と×の評価の分析をそれぞれしてみましたところ、△評価は、ここにあります5つの項目ございました、民有林、景観、急傾斜地、山腹崩壊地、それから崩壊土砂ということで、この5項目のどれかが該当しているということが分かったわけでございます。同じように×評価につきましても、同じ評価項目が、それぞれ該当しているというようなことが分かりましたので、この5項目につきまして、これから△のところの評価を改めて、もう少し詳しく見ていきたいと考えてございます。地域計画対象民有林につきましては、△評価は38、×評価は32ということで、70箇所全てが△×の評価となっているという状況でございます。それから、景観計画区域につきましては、△が3、×が15ということで、合わせた18箇所が70箇所の約4分の1でございますけれども、これがそういった評価になっているというところでございます。それから急傾斜地崩壊危険箇所、山腹崩壊危険地区につきましては、△評価のみで非常に少ないという特徴がございました。それから崩壊土砂流出危険地区は70箇所のうち、△が24と×が16ということで合計40、約半数を超える箇所が△か×の評価になっているという個別の状況でございます。繰り返しになりますけれども、△の評価というのは、そのうちの一部が、そういった箇所に該当しているというところでございます。その該当する部分の面積の大小とかによっても、評価の考え方というのは変わってくるのじゃないかというようなことも考えまして、さらにその評価項目ごとに分析を進めさせていただきました。

10ページをお願いします。10ページは地域森林計画対象民有林でございまして、先ほど△の評価が38箇所、×の評価が32箇所あったということを述べさせていただきました。この地域森林計画対象民有林でございましてけれども、どういふものかといいますと、ここに書いてございますように規制ではなくて、森林所有者の適切な森林整備を誘導するもの、地域森林計画対象民有林は無秩序な開発により森林の働きが損なわれることを防いで、森林法に基づいて定められている林地開発許可制度の対象となる森林と規定されております。この△の評価の38箇所につきましては、いずれもこの林地開発許可制度の対象面積となります1ha以上の面積がそこに該当してございまして、その分を除いた面積になりますと5.5ha、こちらの最小面積を確保することができないという状況でございます。×の評価の32箇所がございまして、いずれにしても△の評価、×の評価ともに、開発許可の対象となるというところでございます。ちなみに、△の評価の38箇所につきましては、個別の情報につきましては、お手元にお配りしております資料のうちの、一番下側に委員限りの5と書いた資料がございまして、評価項目毎の分析と書いた表紙がございましてけれども、1ページをおめくりいただきますと、資料がちょっ

と複雑になって申し訳ございません、最初に見ていただいていた委員限りの資料3のA3の表の3枚目でございます。2次スクリーニング評価表案、再整理と書いたA3の表がございますけれども、そちらのほうの並びの順番は、見ていただきました委員限り資料5の地域森林計画対象民有林から、No.13から縦に15、18というふうに順番に並べてございます。今、ご説明させていただきましたように、1ha以上の緑に塗った部分が該当する部分でございますので、1ha以上の面積が全て該当しているということが、図面上からもお分かりいただけるかと思えます。

委員長：ちょっと、これ一回きりましょう。皆さん、資料はだいたい分かりますか。どこを見ていただけるか。

事務局：すみません、資料5では、評価の例えば地域計画対象民有林が絡んだ38箇所の情報をすべて2枚、3枚、4枚にわたりまして載せさせていただいております。

この本編の資料に戻りますけれども、この林地開発許可でございますけれども、許可そのものは都道府県知事が行うということで、許可をするにあたっては、この水色のところにもありますように、次の1から4のいずれにも該当しないと認める時は許可をしなければならないというふうなことが規定されてございます。その項目といたしますのは、4点ございますけれども、一つ目は土砂の流出または崩壊その他の災害を発生させる恐れ、2番目は水害を発生させる恐れ、3番目は水の確保への著しい支障、4番目は周辺地域の環境への著しい変化、こうしたことにいずれも該当しないと認められる時には許可をしなければならないということにされているところでございます。公共関与で、これから最終処分場を建設していくこととなりますので、こうした4項目の結果を満たすような事業をしていくということは、当然やっていくべきところでございますので、そうしたことを総合的に判断いたしますと、この地域森林計画対象民有林につきましては、評価の絞り込みからは除く、しかし、評価項目としては残していこうということで、これをそういうふうに取り扱いさせていただきたいと考えております。

それでは、すみません、資料のほうの説明を進めさせていただきまして、11ページに移らせていただきます。次が景観計画区域につきましてでございますけれども、これにつきましては、委員限りの3の資料5ページに再整理と書いたところの景観計画区域の列をご覧くださいますと、水色で塗っているものが3つございます。紫の色の1番上、2つ目、それから1番下の濃い緑の61番と書いたもの、この3つが△の評価に該当しているものでございます。これは景観区域の定義ですけれども、開発行為を行う場合は、高さとか形態とか色彩とかいったようなことに配慮をしてもらって、そして市町村への届

出が必要となるというふうな規制がかけられています。今回、△評価となりましたこの3箇所につきましては、該当面積が1番上59は81,000㎡、2番目95,000㎡、3番目が99,000㎡ということで、非常に広範囲、広がってございますので、その面積を除いてしまいますと、最終処分場の整備に必要な条件と示させていただきました敷地面積5.5ha以上を確保することができないということになります。そうしたこともございますので、この景観計画区域における△の評価、3箇所につきましては、こうした理由も総合的に判断いたしまして、最終処分場を整備することは難しいということになりますので、×と同様の評価をしてはどうかと考えたところでございます。

その次が3番目の土砂災害危険箇所の急傾斜地崩壊危険箇所でございます。委員限りの3の資料のところで見させていただきますと、評価項目の中で急傾斜地崩壊危険箇所、真ん中からやや右側にありますけれども、ピンクの色で色付けをさせていただきました部分が2つあると思います。一つはNo.51のところ、それと、もう一つNo.21でございますけれども、この2つは△の評価のところでございます。この土砂災害危険箇所のうち、急傾斜地崩壊危険箇所というのは、がけ崩れが発生する恐れがある箇所ということでございますけれども、この△評価の2箇所につきましては、該当面積がNo.51のほうが345㎡、No.21のほうが1,100㎡ということで、全体の中でいいますと、全体的にわずかでございますので、この面積を仮に除外したとした場合にも5.5ha以上の確保というのは可能でございます。ということと、これにつきましては、また資料が飛び飛びで申し訳ございませんけれども、先ほども見ていただきました委員限りの5と書いた資料の5ページでございます。5ページには景観計画区域の△評価の3つが一番左にございますけれども、それとその次の左から2つめのですね、急傾斜地崩壊危険箇所ということで、51番、21番の箇所を示す図面が載せてございますけれども、ちょっとだけ薄い茶色というのでしょうか、黄土色というのでしょうか、色がかかっているのがご覧いただけるかと思いますが、これが急傾斜地崩壊危険箇所のエリアでございますので、わずかにかかっているということと、もし万が一、この箇所を除いたとしても形状的に見ては最終処分場の整備をすることは可能であるという判断のもとで、この急傾斜地崩壊危険箇所におけます△評価の2箇所につきましては、そういった理由から最終処分場を整備することは可能であるという、○と同様の判断をさせていただけたらと考えてございます。

それから、その次のページをお願いします。12ページでございますけれども、4番の山地災害危険地区、山腹崩壊危険地区でございます。これにつきましては、△評価が5箇所ございます。また、委員限りの資料の3の資料でございますけれども、A3の再整理の表でご覧いただきますと、山腹崩壊危険地区

については、ピンクで色付けした5つ、箇所がございます。これが山腹崩壊危険地区に該当するNo.46、101、53、40、87でございます。山地災害危険地区は集中豪雨ですとか、台風により山地から発生する土砂災害の恐れが高いと考えられる範囲のうち、人家や道路などに対する影響の大きい地区でございます。そのうち山腹崩壊危険地区は山崩れや落石などによる災害が発生する恐れがある地区でございます。この5箇所につきましても、また同じように先ほどご覧いただきました委員限り5の資料の5ページにその5箇所を載せてございますけれども、この規制区域のかかっている箇所というのは本当にごくわずかでございます。この部分を除外したとしましても、土地の形状から見てもそうでございますし、5.5ha以上の確保は可能であるという判断のもとで、こちらにつきましても山腹崩壊危険地区における△評価5箇所につきましても最終処分場を整備することは可能であるため、○と同様の評価をしてはどうかと考えたところでございます。

それから5点目の山地災害危険地区の崩壊土砂流出危険地区でございます。こちらにつきましても△の評価が24箇所ございました。この山地災害危険地区の崩壊土砂流出危険地区というのは、山崩れなどによって発生した土砂が土石流になって流出し災害が発生する恐れがある地区でございます。この△評価の24箇所でございますけれども、委員限り5の資料の次のページをお開きいただきたいと思っております。6ページでございます。それぞれA3の再整理と書いた図の順番に、16から順番に載せてございますけれども、このうち16番、38番、91番、それから続きまして99番までの8箇所でございますけれども、この8箇所につきましても、この該当する色の茶色というか黄土色というのでしょうか、この部分が崩壊土砂流出危険地区のエリアを示すものがございますけれども、この該当部分を除外した場合でも、必要となる面積の5.5ha以上を確保することができるということと、この該当部分を除外した時の形状を見ましても、最終処分場を整備することが可能であるということでございます。それから6番以降でございますけれども、これは対象となります面積が非常に多くて、該当しない部分が少ないものがずっと続いてございます。これにつきましては、必要面積の5.5haを確保することが難しいと、できないといったことでございますので、この△評価の中でも確保できる99番までの8箇所と、5.5ha以上確保できない16箇所は取り扱いが違ってしかるべきではないかというところでございます。

なお、この中で一つだけご報告させていただきたいと思っておりますけれども、107番の土地でございます。これは先ほどの応募箇所の中で、4箇所の中から一つ抽出、選ばれた場所でございます。これを前のほうで映させていただいたので、ご覧いただきたいと思うのですけれども、その107の左半分、何

と言うのでしょうか、緑というのでしょうか、その色がこの崩壊土砂流出危険地区を示しております、それに隣接してちょっと濃い青い部分が平坦地の概ね 1.3ha 以上の確保できる、そういうのがこの抽出の要件になってくるところでございまして、非常に見にくいのですけれども、若干、この崩壊土砂流出危険地区がその青いところに入り込んでおります。ちょっと分かりにくいと思うのですけれども、その部分を差し引きますと、残ったその青い平坦地の面積が 1.21ha になるというところでございます。前回、概ね 1.3ha の土地要件ということで緩和を認めていただきましたが、これは 1.21ha でございますので、概ねというところから見ると、そのまま残してもいいのかなと思っておりますけれども、そのあたりのご意見もいただけたらと思っております。ちょっと見にくくて申し訳ございません。そういった状況があったということです。

それと、ちょっと特異な形でございます、103 番でございますけれども、これも非常に横に伸びて長いところでございまして、青いところが 14% 以下の平坦地というところでございます、そこを 1.3ha 以上確保できているということと、そんな形ではございますけれども、その中で施工が可能であるという判断のもとで、この 103 番につきましても△ですけれども、○と同等の評価でよろしいのではないかとということで考えた次第でございます。

このあたり、いろいろご意見もあろうかと思っておりますので、お願いしたいと思います。

ということで、以上のような△評価のところをさらに詳しく検討することによりまして、それが○と同等の評価になるのか、あるいは×と同等の評価をするべきじゃないかということで、再整理をさせていただきました。それが、13 ページにございます評価結果（案）でございます。これが先ほどからご覧いただいております、委員限り 3 の資料の 3 枚目の再整理の資料が詳しい資料でございますけれども、こうしたことで、地域森林計画対象民有林は評価項目に残しますけれども、絞り込みからは除いて、13 項目で改めて○△×の評価をしたところがこちらの表になります。そうしますと、○が 13、×と△が 0 というところが 27 箇所ございました。それから、○が 12、△が 0 で、×が 1 つ付いているところが 36 箇所ございました。その 36 箇所につきまして、改めて分類しますと、その右の表の②とございますけれども、景観で×がついているところが 11 箇所、崩壊土砂流出危険地区で×がついているところが 25 箇所でございます。それを、さらに考えたところでございますけれども、景観計画区域の 11 箇所を詳しく見ていきますと、この委員限り資料の 3 の資料でございますけれども、この 11 箇所につきましては、該当する市町村でございますと、本山町と中土佐町、津野町、四万十町の 4 町でございます。それ

それが定める景観条例に基づきまして、その区域内での行為に制限をかけているところがございますが、生態系の保全ですとか景観の保全という観点から、土地の形質の変更でありますとか、建築物の高さ、形態、意匠などに制限を規定して、これに適合しないと認められる時には勧告とか変更命令を出すことができるというような規定になっております。例えば、本山町、津野町、四万十町におきましては、建物の高さが20mを超えないことと規定されておまして、その他に切土、盛土、眺望景観などの規制がございます。景観計画区域における行為の制限というのは届出という形をとっておりますけれども、非常にそういったことが強いものでございまして、こうしたこととなりますと、設計、施工に相当制限を受けるというようなことが想定されるわけでございますので、そうした区域に最終処分場を整備するということは望ましいことではないのではないかと考えたところでございます。ちなみに、現在のエコサイクルセンターでございますけれども、第1回委員会で示した平均の埋立高さが、12.4mでございます。それに屋根の高さ、約12mを加えますと、最終処分場の整備に必要な高さが24.4mとなりまして、20mを超えるということとなるわけでございます。それから崩壊土砂流出危険地区でございますけれども、これにつきましては、防災の観点による項目に重みをおく必要があるのではないかという意見もございましたので、そうした意見を踏まえまして、最終処分場の整備をすることは望ましくないといった判断をいたしたところでございます。以上のようなところを総合いたしまして、今回の黄色く塗りました27箇所、こちらのほうを2次調査対象地に選定してはいかがでしょうかということで、事務局からご提案させていただき次第でございます。最後に資料の14ページに①の表の黄色の27箇所の候補地を示してございます。同様のものをA3の資料、4枚目に付けてございますけれども、9市町村、27箇所の2次調査対象地の案をお示しさせていただいたところでございます。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

委員長：はい、ありがとうございます。そうしましたら、これから審議に入りたいと思うのですが、ちょっと説明というか、審議すべき事項も多いので、初めの方は順番に少し審議をしていきたいと思っております。皆さんの委員限り資料1に基づいて審議を行っていきたくと思っておりますが、まず5ページ目からがこの2次スクリーニングのお話しでございました。6ページ、7ページで2次スクリーニングの評価項目と○△×を書いてございます。先ほど休憩前に、委員から、3次スクリーニングの評価項目について、2次スクリーニングの結果を見ないうちに決められるのかというお話がございまして、私のほうから何というのか、これでいくのだという話をさせていただきましたが、この2次スクリーニング以降は評価方法および評価項目も含めて、この審議

対象となるというふうに考えます。そういうふうにお考えください。評価方法を決めるというのは評価項目そのものを見直すということにも繋がりますので、そういう観点でお願いしたいと思います。6、7ページを見て、この評価項目でいいかどうかということをお聞きするのではなくて、もう少し順次いきたいと思うのですが、まず次のページ、8ページですね。8ページで1次調査対象地105箇所が対象だったのですけれど、特に地形図上で常時水流のある谷が33箇所あったと。これは前回の議論で防災上、良くないということで除外するというごさございました。ですから、主にこの常時水流のある33箇所と、残土処理場の土地とか、あとはNo.92が道路により分断されたので条件に合わなくなったと、33+2、35箇所を除くということなのですが、まずこれについてご審議いただきたいと思います。これ、事務局案、この33+2箇所について除外したいということのごさございますが、いかがでしょうか。ここからまず決めたいと思います。よろしいでしょうか。

委員：はい、異議なし。

委員長：はい、そうしましたら、これから本番でございます。9ページ以降でございますね。まず9ページ、あと10ページで、特に地域森林計画対象民有林の扱いの話が出てまいりました。まず10ページ、地域森林計画対象民有林の扱い、つまりこの地域森林計画対象民有林は評価の判断から除外するという事務局からのご提案でございますが、これいかがでしょうか。

委員：そこ理解できなかったのですが、当然のことながらということ・・・、ここはもうすでに重なっていますよということの理解でしょうか。

事務局：今回ここに書いていますように、(調査対象地が)70になった時に、△が38で、×の評価が32ということで、70は△×どちらかには入っているということが、分かったわけでございます。それと、地域森林計画対象民有林につきましては、森林法でいう開発許可の対象となるのが、面積1ha以上ということでございます。△の評価も×の評価もいずれも1ha以上が該当している。ということは△にしても×にしてもいずれにしても、この整備をするためには、森林の開発許可を受ける必要があるということで、その条件としましては、1から4のいずれにも該当しないということが認められたら許可をしなければならぬとなっております。公共関与でやる以上、こうした土砂の流出とか、災害を発生させるとか、水害を発生させるとか、そういうふうな発生源になるということはあることではないこととございますので、こうしたことを遵守して事業をするということは必要最低限でございます。そういうことから、これはもう今回の全体(70箇所)にかかっていますということと、対応するということとで、評価の判断、絞り込みから除かせていただいたらどうか、ということとご提案させていただきました。

委員長：民有林の扱いについてなのですけれど、民有林ってあくまでも林業のための計画ですよ。ですから、森林なので、自然環境じゃないかという話もございしますが、あくまでも産業が対象であるということで、今ご説明あったように森林法によってもやっぱりいわゆる広い意味での防災とか公共のための開発であれば許可しなければならないと書いてあるのですね、これ法律に。ですから、委員、当然のことであるというご説明に引っかかったようですが、何というのか、法律に当然のことであると書いてあるわけじゃなくて、許可しなければならないという強い書き方がしてございますので、その意味では弱いといえれば弱いという判断もございします。いかがでしょうか。

委員：すみません。

委員長：じゃあ、はい、委員。

委員：要は、70箇所が×と△になっているけれども、これらの箇所は開発ということで申請して許可を貰えば使用できるということでいいわけですね。そういうことをしてやりましょう。だから、△と×であるけれども、除外はしないと。

事務局：それと同じ条件ですということ。

委員：そういうことですね、はい、分かりました。それがちょっと確認したかった。

委員長：よろしいですか。委員いかがですか。

委員：同じ条件、分かりました。はい。

委員長：他ご意見ございますでしょうか。委員、今のところどうですか？

委員：大丈夫です。

委員長：大丈夫ですか、はい。他いかがでしょうか。そうしましたら、この地域森林計画対象民有林は事務局のご提案通り、評価対象、評価の判断からは除くということによろしいでしょうか。

委員：はい。

委員長：はい、ありがとうございます。ちょっと1点、私気になったのですが、民有林の扱いはいいのですが、これ、保安林ってもう除外したのですたっけ。

事務局：はい。

委員長：1次でやったのですね。

事務局：一番最初の除外区域で保安林は外してあります。

委員長：安心しました。はい、分かりました。そうしましたら、次、11ページいきたいと思います。11ページのまず景観計画区域、△評価3箇所であったと。これどうも規制が厳しそうだということで、これは×と同様の評価としたいということでございますが、いかがでしょうか。ご意見ございますでしょうか。

委員：規制が厳しそうだというのは、規制区域の多くが引っかかっているという感じですかね。

事務局：はい、ここに書いていますように、その部分を除外してしまいますと、5.5haが取れないと、除けてしまうと取れないというところでございます。△とは言え。

委員：はい、分かりました。

委員長：だから、やむを得ないみたいなところは。

委員：きちんと数量的にといいますか、数字として判断をしたということであればいいなと思って、ちょっと質問させていただきました。

委員長：他、いかがですか。そうしましたら、この3箇所ですか、景観計画区域で削られちゃって、必要となる敷地面積が確保できないということで、除外するというので、結論にしたいと思いますが、よろしいですかね。

はい、そうしましたら、また、11ページ、土砂災害危険箇所の中の急傾斜地崩壊危険箇所でございます。2箇所が△になるのですが、この△の2箇所については、この急傾斜地崩壊危険箇所に塗られた部分を除外したとしても必要となる敷地面積を確保できますよということですから、○、これを△ではなくて、○と同様の評価とすると。ですから、削られて残った面積が条件を満たしていますから、○にしますという判断でございますが、よろしいでしょうか。

委員：はい。

委員長：この急傾斜地崩壊危険箇所は、法定箇所ではございませんので、私はこれ入れるべきだと言った時にもお話ししましたが、よく見ておけばいいと思います。じゃあ、11ページ、これで事務局案、了承いたしました。

次、12ページですね。山地災害危険地区。先ほどご説明をお聞きになって、山地災害危険地区は何で二つあるのだと思われた方も多いと思いますが、④の山地災害危険地区はカッコの山腹崩壊危険地区、これ林野庁が決めている地区なのですが、山崩れの発生が予想されると事業者が見なした土地でございます。⑤の山地災害危険地区はこの危険地区という言葉より、かつこの中が大事でございます、崩壊土砂流出危険地区、ですから、ここは何らかの原因で土砂が流出してきて、土石流みたいに流出してくる危険のある土地ということで、林野庁さん、使い分けておられます。まず④の山腹崩壊危険地区については、△評価が5箇所あった。ただし、この5箇所の中で、山腹崩壊危険地区に引っかかっている箇所を削ったとしても、必要となる敷地面積5.5haは確保できるということで、この扱いについても、先ほどの11ページの急傾斜地崩壊危険箇所と同様に○の評価をしたいということでございます。まず、この④の扱いについていかがでしょうか。ご意見、ご質問ございますでしょうか。よろしいですか。

委員：はい。

委員長：何というのか、人によってはそもそも地区に指定されていることが危ないのじゃないのかというご意見もあるとは思いますが、私どもとしては、面積、あくまでも細かく見て面積で見ていくと。つまり私どもの選んだ面積の中から、この危険地区の面積をマイナスして、評価するという形にしたいと思えます。じゃあ、次に⑤ですね。崩壊土砂流出危険地区、これ図面見ていただいてお分かりのように、非常に広いですね。こんなに広いのかと改めて私も思った次第ですが、この扱いについては△、つまりこの地区が引かかる場所が24箇所ありました。24箇所あったのですが、先ほどの急傾斜地崩壊危険箇所と山腹崩壊危険地区の扱いと同様に、敷地面積から、想定した面積からこの危険地区で塗られている面積を差し引いた答え、それが必要となる敷地面積5.5haをクリアしているかどうかということですね。これでまた判断するという考え方でございます。そうすると、△のうち8箇所は5.5haをクリアしたので、先ほどの急傾斜、あと山腹崩壊危険地区と同様に○とみなす、16箇所は5.5haいかなかったんで、×とみなすという考えでございますが、これいかがでしょうか。よろしいですかね。はい、委員。

委員：ちょっと確認したいのですけれども、崩壊土砂の流出している面積を引いてやって、その面積が5.5haあるからいいということでもいいのですか。例えば、その土砂って、まだ崩れて残っているんで、何か対策をしないとかならないのかなと思うのですけれども、そういうのも含めて、何かするということですかね。崩壊している部分に対しては。

委員長：まだね、崩壊していないのですよ。

委員：崩壊するかもしれない。

委員長：危険地区。はい。

委員：という意味ですか。

委員長：はい。この山地災害危険地区というのも先ほどの土砂災害危険箇所と同様に、事業の計画を作るために事業者が選んでいる箇所なのです。ですから、法定箇所ではないので、先ほどの景観地区等々とはまったく重さが違ってくる。ただ、その道のプロの役所の方がここは危ないと言っているんで、尊重しましょうという扱いだと思えますね。

委員：そうしたら、そこに接していることになるので、何か対策をしないと危険じゃないかと思えます。

事務局：すみません、それにつきましてでございますけれども、その部分を除いた面積が必要となる5.5ha以上を確保できるということもございまして、もう一つ、その該当区分を除いた場合の土地の形状からどういう考え方ができるかというところの両方の観点から考えたところでございますので、特に後段の部分につきまして、少し具体例を挙げさせていただきまして、説明をさせて

いただきたいと思います。

事務局：お手元に配っている委員資料の5を前に映したのですけれども、例えば、この16番ですけれども、この下の上流側のところと下流側がかかっています。これも、元々ここに民家とか道路とかもある、ここが崩れたらこの谷筋に沿って、こっちへ土石流が流れていく、これもこの谷筋で向こうへ流れていく、というような形で見たら、この16に関しては引っかかっている面積はこの文字がありますけれど、危険な箇所は調査対象地の外に向いて土石流が起こるというような形になっています。今回、選んでいる谷筋もここになりますので、こうしたところから判断しても、ただ単純に5.5haあるだけではなくて、隣接しているから危ないというよりは、起こっても、向こうに流れていくという、土石流が向こうに向いていくということから判断しても16番は処分場を整備することはできるのではないかなという判断をしております。ただ、もし、ここが最終的に候補地に決まったら、きちんと測量もし、地質調査もし、みたいな形になりますので、その時に何らかここに対策が必要となれば、必要な対策を講じるというような形になります。そのような形で一つ一つ見ていった中で、これなんかも向こう向きに土石流、これもこっち向きに土石流というような形で、残った面積だけでなく、その地形というか、土地の形も見て判断をしております。

委員：はい、分かりました。そういう説明だったら納得できると思います、はい。

委員長：すみません、私の要約がもう面積だけで極端に言ったものですから、申し訳ないです。土砂災害危険、11ページについても、あとは12ページの山地災害危険地区等々についても同様に、面積だけではなくて、地形から見ているという判断でございます。あとは、今ご説明いただいたように、おそらくこれは25,000分の1の地形図上で場所を決めていたので、今のGISに乗っけると、こんなところがなぜというようなところも多いですね。ですから、最終的にかなり絞り込んだスクリーニングの段階で航空レーザ測量の図面等々見ないと、おそらく図面上とはいえ判断ができないところもあると思います。ですから、今のところは25,000分の1の地形図上で読み取れる条件として、この敷地面積というのと、あとは明らかに地形から分かることという見方をしているということですね。ということで、委員よろしかったですね、はい。他、この⑤の崩壊土砂流危険地区、山地災害危険地区のうち崩壊土砂流出危険地区について、ご質問、ご意見ございますか。

委員：すみません。

委員長：じゃあ、委員。

委員：すみません、107番の時の説明だけれど、ちょっと条件を緩和して認めたいというような言葉を言われていたと思うのです。それは、面積、これGIS上で

見た時、さっき委員長言われたように、面積が今のところ若干足りないのだけれど、今後、測量等もして、実際的面積も考えていくので、現状ではこの△で若干、面積が足りないからといって、除外するのではなくて、ここは○として残しておきます。今後、面積をきちんと測って、それ用の面積があることを確認して、なかったら除外する、あるいは○にそのまましていくというようなご説明だったのでしょうか。

委員長：お願いします。

事務局：すみません、107番につきましては、前回の時に、概ね5.5ha以上取れることという要件で平坦地を見た時に、取れる箇所が全くなかった。それでいくと、概ね1.3ha以上が確保できる14%以下の勾配で平坦地を含んだ土地があれば、3箇所が取れますよとお話させていただきまして、5.5ha全部は土地利用が出来ているから難しいので、概ね1.3ha以上の平坦地で14%以下であれば、ということで、緩和をしましょうということで、委員会のほうで、お認めいただいた経過があります。そうした中で、今回、示させていただきましたように、概ね1.3ha以上確保できる平坦地の14%以下の勾配の中で、崩壊土砂流出危険地区が若干かかっているということがありまして、その若干かかっている部分を除くと面積的には1.21haになるというところで、それが概ね1.3ha以上として、OKなのかどうなのかというところを、ご確認させていただきたいとお話させていただいたところがございます。

委員長：そうですね。ですから、1.21haでいいのところは審議対象にもなりません。ですから、今の委員のご質問の点に関しては、これから我々が審議してYES、NOを決めなければならないところがございます。そうしたら、ちょっと問題を簡単にするために、まずこの107番について、今、委員のご質問と事務局のお答えがあった1.21ha、これを概ね1.3ha以上とみなして、○にしていいのかどうかというところをまず審議したいと思います。いかがでしょうか。

委員：条件は変えずに、1.3haとみなすかどうかという審議でいいのですよね。

委員長：そうです、みなし方。

委員：そういう条件は変えないということですね。

委員長：変えない。おっしゃる通り。いかがですか。

委員：委員長、いいですか。

委員長：委員。

委員：○でいいのじゃないでしょうか。概ねというところもありますし。

委員：ちょっと質問いいですか。

委員長：はい、じゃあ、委員。

委員：私もいいという気持ちではおりますけれども、そういった懸念材料みたいな

ものは、どういった形で今後の審議をしていく時に残るのかなと思ひまして。例えば、形状にしても変えないままで、図面だけで見ると、ここは懸念のかなと分かります。だから、形状をもう正しい形に変えないのか、それともこの表だけで見ると○だけで分かりませんか。だから、そういった懸念がどういふふうに残るのかというのだけ教えてください。

委員長：いかがですか。はい、お願いします。

事務局：今回、お話をさせていただきましたのは、概ね 1.3ha 以上の面積が確保できるというところで、事実、今回この部分がですね、若干かかっている、1.21ha というところで、それを概ね 1.3ha 以上とみなしていただけるかどうかということだけでございます。

委員長：よろしいですか。

委員：はい。

委員長：ですから、ちょっと待ってください。あまり難しい質問ではないというか、単純に考えたほうが・・・。

委員：私は全体的なことと言いました。全体を聞いて 5.5ha あるというか、いろんな条件がありまして、全体的なことで、そういった懸念をどう今後話すのか。

委員長：まあ、単純であったと。じゃあ、委員。

委員：この場所、実は、尾根のほうで足らないところがあって、急傾斜があります。その道の専門家は線を引いているという状況なので、それは気にしなきゃいけないのでしょうか。どうして、このように線を引かれたのか、全体の地形を見るといい感じで、よく分からないです。何か、他に情報をお持ちでしたら。

委員長：多分、地質ですね、地質図を重ねたらいいのかもしれませんが。まず事務局のほうで、どうやって線を引いたのだというところもございませぬので。

委員：どうしてこんなところに平坦地があるのですか。

委員長：これは石灰岩なのですよ、おそらく。ただ地質図を見ないと。地質図を重ねると出ますかね。

事務局：地質のほうは次の 3 次スクリーニングの項目の地形判読の中であげていくようになりますので、地質はちょっと次の段階でないと、今の情報としては持っていないです。この崩壊土砂流出危険地区も、そのひとつ手前の山腹崩壊危険地区、地すべりが山地災害の中にあるのですけれど、それなんかの発生源なんかも、1 km のメッシュを切って、そこからそこが崩れたら、下流にある道路とか民家にどういふ影響があるのかというところで、そのメッシュを繋いだような形でこの線を引いているようなんです。これ、ちょっと上手く説明できないのですけれど、なぜ、この 107 番が一番上の山頂のところ、平坦地みたいなのに線が入っているのかというのは、具体的にその時の指

定した条件表みたいなものを見ないとちょっと一概には分かりかねます。今、ここでは、すみません。

委員長：山地災害危険地区って、小流域単位で基本的に決めていきます。林業サイドなので。そうすると、こういう尾根から引くと。多分、これだけじゃないですよ。107だけじゃないのですよ。みんな尾根から引いていますので。例えば、上の103を見ていただいても。横っちょの、91とか見てもそうですし、ですから、尾根から降りていくというみたいですが、どうも。引き方として。

委員：今のでけっこう精度が甘いなという感じは受けました。それで、まあ0.1haくらいの誤差でスクリーニングをやるということですよ。

委員長：精度の問題で0.1haということで、今、委員がおっしゃるように、これ多分、確実に石灰岩地域だと思います。前回の委員会でも確か、委員と私がこれ石灰岩地域だから、今後、いつのスクリーニングの段階か、それとも事業化の段階か分かりませんが、よく調べないとという発言もございましたので、そういう段階での議論になるかと思えます。他、107番いかがですか。そうしましたら、そうですね、最後、委員がおっしゃられたこの25,000分の1の地形図の精度の問題もあるので、山地災害危険地区の引き方の精度か。ですから、107番、1.21haで、概ね1.3haに合致すると判断するということがよろしいでしょうか。

事務局：はい。

委員長：はい、ありがとうございました。そうしましたら、107番、個別に見ていきましたけれど、山地災害、12ページの⑤ですね、山地災害危険地区のカッコ崩壊土砂流出危険地区、この中の△評価24箇所のうち、8箇所については面積と土地の地形を見ても建設が可能であるので、○とみなすと。逆にそれ以外の16箇所はその2つの条件に当てはまらないので、最終処分場の建設が難しい。だから、ここでは×とみなすという扱いをしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員：はい。

委員長：はい、ありがとうございました。そうしましたら、そういうことで、この2次スクリーニングにおける9ページでいうところの、○△×の扱いについてご了承いただきました。なおですね、この2次スクリーニングにおける評価項目について、ご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。はい。ありがとうございました。

そうしましたら、最後13ページですね。評価結果でございます。ここの審議に移っていきたいと思います。結論からいうと、○が13個ある一番条件がいいやつだけ取りますよという単純なものなのですが、事務局の検討内容としては、そんなに単純なものではございませんで、○が12個、つまりその次に

ついても×が1箇所あるけれども、その内訳を見ていったら、こうだったと。特に景観地区については、先ほどの委員のご質問のやり取りにあったように、なかなかシビアそうだと。ちょっと建設がシビアそうであるという判断がございました。それに対して、先ほどの12ページの⑤、山地災害危険地区の崩壊土砂流出危険地区、これ先ほど私をご説明申し上げたように法定箇所ではないにしても、やっぱり今までの委員会の中での委員の先生方のご意見をお聞きしても防災を重要視すべきだというご意見ございましたので、この⑤の山地災害危険地区、崩壊土砂流出危険地区で×とした16箇所も景観地区と同様にアウトとする。そういうことで、結論としては○13個ついた箇所を選びましょう。そうすると27箇所になるということですが、いかがでしょうか。ご意見、ご質問いただければ幸いです。じゃあお願いします、委員。

委員：ちょっとだけ今、102番と107番は同じじゃなかったですかね。同じ範囲になっていますので、2箇所にしなくてもいいのかなと思ったのですけれども。107番でやってもいいのかと思ったのですけれど。

委員長：はい、お願いします。

事務局：前回の1次調査対象地で104箇所を抽出いたしまして、今回、4箇所の応募箇所をですね1次スクリーニングをかけさせていただきますと、1箇所残りましてということで、105箇所からやっていって、今回こうなりましたといたら、足し算、引き算の世界でいきますと、その理由を言えばいいのですけれども、なかなかそこは審議の過程ということもあって、今の途中の段階で言うと、またいろいろ影響もあるのではないかと思いますので、結果的にはそうであったということで、最終的にはお話しできると思いますけれど、今の段階では数字だけ、数だけでやらせていただけたら。

委員長：委員、いかがでしょうか。

委員：はい、いいです。分かりました。

委員長：今日の19時からのブリーフィングの事情というところもございますね。ただ実態としては、今ご指摘のあったように102と107、1箇所重複しているところ、確認しておかなければならないかと思えます。他、ご意見ご質問ございますか。ここが一番大事なところですので。

委員：すみません。

委員長：はい、委員、お願いします。

委員：○が13はもちろん、○が12ではどうしてだめなのかということで言われた時に、この積み重ねなのでしょうけれども、別の観点から、だいたい1次スクリーニングで104、2次スクリーニングから3次までいくつくらいの数にしていくと、スムーズだと考えているのか、事務局の案がありましたら、言っ

ていただけると。一つ、この箇所数の多さの判断にもなるのかと思うのですけれども。

委員長：じゃあ、事務局お願いします。前回の委員会でも目安の数字が出てきて、30から40というのが頭の中にあっただけですけれども。

事務局：前回、今後のスケジュールということで、資料1でだいたい他県でも110前後から40前後とか15とかですね、そういった絞り込みをしてきているということでございまして、だいたい目安としては1回目、2回目で概ね3割の箇所に絞り込んでいくということから、104からスタートして、3割程度ということですので、30程度位が大体いいところかなと。次も3割程度ということで。

委員長：いかがですか。委員。ただ理由としては○の数がどうだというよりは、×があったからということになりますね。はい、じゃあ委員。

委員：はい。○の12の例えば景観の11箇所というのは、それが理由で除外することですけれども、これもここで除外したらもう復活はありえなくなるので、次の段階での除外ということも考えているかもしれませんし、そこはここでもう切ってしまうでもいいのかなとちょっと思ったのですけれど。例えば、景観が紫のやつですね、これは景観で引っかかっている。

委員長：そうですね。

委員：それだけですよね。次の25箇所はここは除いてもいいけど、ちょっと次のステップで切ってもいいのかもしれない。景観というのがどの程度かというのをちょっと、ここで切るのであれば確認しといたらいいいのかなと思ったのですけれども。

委員長：今の委員のお話、13ページのこの○が12の箇所、×があるけれど、景観と崩土というのが山地災害危険地区の崩壊土砂流出危険地区であると、これを除くということに関して、今、除く必要もないのじゃないのという点に関して、事務局ちょっとお願いします。

事務局：確かに、私どもこういう箇所をどうするかということは、考えまして、復活を考えたところがございます。その表の下の水色の囲みの中に経過と理由が書いてございますけれども、なかなか景観計画区域に該当する部分については、条例で届出で済むとはいうものの、やはり規制や変更命令とかということで、なかなかハードルが高いところがございまして、そうした高さとかいうことを考えますと、今後、もしこの場所が仮に残っていったとした時に施設の設計とか、施工に関する制限というのでしょうか、制限されてしまうというようなところもあるのではないかとということもありまして、そうしたところにつきましては、除いていったほうがいいのではないかと判断のもとで、このような形の提案をさせていただいたということです。

委員長：いかがでしょうか。

委員：そこらへんのちょっとその景観の上の2つは分かったのですが、他のものもそんな感じなのですかね。11箇所の中の9箇所ですか。最初の説明が、青いところは他の9箇所も同じように該当する。

事務局：もともと×の評価でございますので、100%該当する。△のところは、はい。

委員：はい、分かりました。それだったらいいです。

委員長：はい、ありがとうございます。景観計画区域、そういう行為制限が非常に厳しいということと、やっぱりそもそも景観を守るというある意味、広い意味での国土計画を鑑みても、やっぱりこれは尊重すべきだろうというまとめになるかと思えます。それと、25箇所、崩土、これは山地災害危険地区の崩壊土砂流出危険地区でございますが、これについては、先ほどの防災の観点を重要視するという議論が今まで委員会の中でもございましたので、それに則って、これはこれで×が付いたらアウトにしようという判断になります。いかがでしょうか。よろしいですか。他、ご意見ございますでしょうか。

事務局：すみません。

委員長：はい、じゃあお願いします。

事務局：ただいま、そういった形で27箇所ということで、お話しいただきましたところでございますけれども、この27箇所の図面、これその形と言いましょか、場所は見て確認いただけましたら。

委員長：そうですね、ちょっと見たほうがいいかなと思えますので、いかがですか。見てみましょうか。じゃあお願いします。

事務局：それでは、本日お手元にお配りした委員限り4という資料があります。右下にページが載っていますが、これ右下のページが箇所番号と対応してございますので、例えば一番最初A3の右下13番というのがございますけれども、その13番を見ていただきますと、こういったような規制が掛かっていない土地だということがお分かりいただけるかと思えますけれども。

委員：すみません、107はこれはたまたま103番の後に104番に入っているのですけれど。

委員長：順番ですか？

事務局：後ろの3つに105と106と108を付けているのですが、これ落ちている応募箇所を参考に付けています。すみません、本来いない資料を後ろに付けているので、その分、番号がちょっと前に来ています。

委員：分かりました。いや、たまたま107を見ようと思ったら、そうなっていたので。

事務局：説明が先になってしまい、すみません。それぞれページ対応してございますので、ご覧いただいたとおりです。

委員長：なんか23って、えらく横長ですね。横長なのかな、縦長なのかな。

事務局：そうですね。

委員長：ええ、23ページ。これ、建設って可能なのでしょうか？

事務局：縦横で1対3くらいですかね。

委員長：1対3。幅のほうが広いのですか、これ。

事務局：縦横が。

委員長：こっちが尾根だから、縦に長いのか。

事務局：縦長です。

委員長：ああ、安心しました。

事務局：番号順に並んでいませんので、ちょっと見にくいかと思えますけれども。  
(各委員において、図面を1枚、1枚確認)

委員長：何か問題のある箇所とか、ご質問のある箇所とかございますでしょうか。

はい、委員。

委員：問題のある箇所ということではないのですが、先ほどご説明の中で石灰岩のところのお話の中で、地質に関しては次回以降のスクリーニングにかけるというご説明をいただきましたが、今日の議題の一つ目でしたか、3次スクリーニングの評価方法の中を見ると、地形判読という項目がありますけれども、地質という項目は入ってなくて、地質も大きな要因になるかと思うのですが、地質の検討はどのタイミングで入ってくるのですか。タイミングというか、地質は入るのでしょうか、入らないのでしょうか、3次スクリーニングで。

事務局：はい、第3次のスクリーニングでは特に地形判読ということでございます。そうした中で表層の地質は、ここで評価、確認をしていただこうと思います。ただ、表層の部分だけでございますので、それより深い部分とかというのは、ここではまだできないと思いますので、最終の地質ということになりますと、実際の場所が決まってからの地質の、地形の測量とかそんなところになってくるかと思えます、具体的には。

委員：3ページに地形判読の時に使う資料として地形判読の地形図や国土交通省、防災科学研究所等の基本資料を用いて行うという中に表層地質図という、その地質が入っているという理解でいいですか。

事務局：地すべりの地形とかそういうことが分かるような形で。

事務局：表層地質図も地形判読の判断する資料の一つ、一項目で使いますので、この地形判読の中で、その表層地質も見ます。

委員長：表層地質図って。

事務局：産総研のシームレスを使います。

委員長：ああ、シームレスか。はい、地質の条件なんですけど、今、事務局がお答えい

ただいたように本当に詳細な地質は実際に場所が決まって、ボーリング等々、ボーリングまでいかななくてもいいのかもしれませんが、現地踏査に入らないとなかなか分かりません。その意味では、我々の仕事って現地踏査入る箇所を決めるのですよね。最後は現地踏査結果も見るのでしたっけ。

事務局：はい、次の3次スクリーニング項目の次のステップとしましては、具体的な現地踏査、これは事務局のほうで実施をしまして、その情報を次の委員会で報告させていただくということで、委員会としての現地調査というのは考えていません。

委員長：そうしたら、最後の、4次スクリーニングでは事務局の現地調査の結果も見る事ができると。

委員長：ですから、今の委員のご指摘のあった地質、特に本当に現場の細かい地質については、4次スクリーニングまで待つということになります。ただし、先ほどお答えいただいたように、産総研のシームレス地質図を常時見ながら作業はされているということですので、その日本の地質図、システムティックに作っているのは産総研ですので、そのレベルの情報は加味していくということでございます。他に何かございますか。

委員長：よろしいですか。

委員：ありません。

委員長：そうしましたら、そうですね27箇所、2万5千分の1地形図という限定ではございますが、詳しく見ていただいたということでございます。

そうしましたら実際の個々の情報も見ていただきましたので、最終的に結論を出したいと思いますが、27箇所というか、先ほどの資料、委員限り1の13ページ、最後のページですね、評価結果、評価の集計、○が13ヶ所で×が0の箇所を今回、選定したという結論にしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

委員：はい。

委員長：はい、ありがとうございました。そうしましたら、そういうことで、結論が出ました。

それで、ブリーフィングの話ですね。で、ちょっとこれから先、結論は出たのですが、審議はこれで、審議自体は終わったのですが、19時からのブリーフィングのために少し、この非公開部分、特に2次スクリーニングの評価結果になるかと思うのですが、簡単にまとめていかないといけないかと思えます。ちょっと私のほうで簡単にまとめますので、それをその内容をご審議ください。ご審議というか、いい悪いとご助言いただければありがたいと思えます。まずは応募箇所についても当然入りますよね。

事務局：はい。

委員長：応募箇所についてでございますが、4箇所あがって、まず応募要件に照らし合わせたところ、そこまではいいのですが、特に応募要件に照らし合わせたところ、特に106番ですね、これ106番とか大字までブリーフィングでは出すのですか。南国市成合というのは出ますか。

事務局：今のところ出すつもりはございません。

委員長：出ないですね。ただ、だから106番がという意味ではなくて、この4ヶ所のうち地形的条件が1次スクリーニング項目に一応合致したところ、106番ですけれど、地形的条件、勾配の条件が合致していたのだが、よく地形図を見ると、谷の片側斜面であったので、建設は難しいと判断したと。そういうことで×と見なすというところがあったと。ですから何というのだろう、1次スクリーニングの地形的条件、勾配の条件に合致するよう見えたと、実際に地形図を見ると、建設不可能であると判断される土地があったということですね。それが特記されるべきかと思います。それ以外は、この1次スクリーニングの項目、機械的に判断できて、その結果として、107番ですが、1箇所が選ばれた。それで2次スクリーニングに進んだという形にまとめたいと思いますが、よろしいでしょうか。当然、箇所番号等々は具体的な名前、先ほどの106につきましては、具体的な地名、番号は出ません。

そうしましたら、次、2次スクリーニングでございますが、資料7ページとか8、9のおそらく数字は出ないけれど、文字の部分は出ると考えてよろしいのですか。

事務局：7ページとかは前回、公開でやっていますので、ここは今回、改めて出すことは考えていません。結論だけというふうに。

委員長：結論ですね、分かりました。結論、数字上の結論は、後で書いていただくとして、議論の中で大事なところをピックアップしますと、まずは地域森林計画対象民有林ですね。これを当初、評価項目としてあげていたのだが、よく森林法における手続き、開発許可要件を調べると、地域森林計画対象民有林は、最終的に評価の判断からは除くというのが結論ですね。ただその理由はやっぱり若干必要だと思うのですが、この森林法の開発の許可を調べると、特に開発許可が出ないということはなかったというか、そのへんまではちょっと言及しておいたほうがいいと思うのですが、どうですか。

事務局：どこまでというところで、いろいろと検討をしているところございますけれども、検討の過程というか、経過が、キーワードになるような地域森林計画対象民有林でございますとか、景観とかの部分で具体の話が出ますと、それで、何か場所とくっついてしまうかもしれないとも考えられますので。

委員長：分かりました。やめると。

事務局：やはり具体には。

委員長：分かりました。はい。そうしたら、もっとザクッとまとめますが、ちょっとまた9ページを見ていただくと、基本的に、これ〇△×の話は1次の議事概要に出ていますので、まずは〇△×で評価を行ったが、最終的には個別箇所特性を考慮して、2次スクリーニングを行ったと。こういう形でまとめるのがいいかと思いますが、いかがでしょうか。委員の先生方、いかがでしょうか。13ページの評価結果の〇12、で、×1。結果としては×1だから落とすということですが、落とす際も×の内容をよく見たと。個別箇所までかえってよく見たと。その結果、結論として×が付いた箇所は落とすということですので、先ほどのような結論にさせていただきたいと思います。じゃあ、そういう審議過程を経たということでもよろしいでしょうか。

はい、そうしましたら、会議次第でいうところの(1)の応募箇所についてと、(2)の2次スクリーニングの評価結果についての審議の結論を出しました。ありがとうございました。特に事務局案から修正するところはございません。ということでもよろしいでしょうか。

それでは、公開の部分も含めて、今日の議論全体を通じて、何か、ご意見、ご質問あれば、委員の先生方お願いしたいと思います。よろしいでしょうか。特に、先ほど休憩前にあった委員のご意見、ご指摘、スクリーニングの評価項目については、やはり委員おっしゃるように、何と、何というのか、事前に検討するには限界があるので、やっぱりスクリーニングの実際の図面を見ながら評価をしつつ、再度、検討せざるをえないということかと思えます。あと、評価方法についても同様かと思えます。よろしいでしょうか。

そうしましたら、以上で今日の審議、議事はすべて終了となりますが、事務局からまたお願いしたいと思います。

事務局：それでは、事務局から3点ほどございます。

お配りしました資料は候補地選定終了後に、委員会からご提出いただく報告書の構成のイメージでございます。これはあくまでもイメージでございますので、あくまでも案でございます。項目とか具体的内容につきましては、次回の委員会で審議いただくこととなりますが、次回に向けての大きなイメージを持っていただければと思ひまして、作成してみました。次回の委員会までに一度お目通しいただきますようお願いいたします。

次に、次回の第5回委員会の開催日程でございますが、12月6日、12月の6日の水曜日、13時から高知市内で開催したいと思いますので、よろしく願いいたします。

最後3点目でございますが、最終の第6回委員会の開催時間の設定についてのご相談でございます。実は県政記者クラブの関連社から審議の一部を非公開にするのであれば、朝刊等の締め切り時間等の関係上、審議の概要説明を

早い時間に設定できないかという要請がございました。第6回委員会における審議の公開、非公開につきましては、もう一度お諮りいただくこととなりますが、非公開とした場合には、今回と同様に、別途概要説明の時間を設けることとなります。委員の皆様にも審議いただく時間を十分に確保した上で今回の要請に答えるとしますと、委員会を午前10時くらいに開始して、食事を挟んで、午後3時くらいに終了。その後、選定の上、資料等を準備して、午後5時ごろから概要説明の開始といったスケジュール感になろうかと思えます。委員の皆様には、遠方からお越しいただいている方もいらっしゃるし、皆様、お忙しい中、長時間、拘束することにもなりますので、事務局としましても、このあたりの時間設定を日程調整案の一つとしていいものかどうか、まずは委員の皆様のご意向をお伺いした上で、考えたいと思っております。よろしく願いいたします。

委員長：はい、ありがとうございます。今、事務局から3点説明がございました。

1点目が報告書のイメージということで、皆さん、一読の上、次回にお臨みください。といってもパッと見たらわかると思いますが。

2点目でございますが、これ大事なことでございますので、もう一回、私のほうからお話しますが、第5回、次回の委員会は12月の6日水曜日、13時から高知市内で開催ということでございますので、ご確認をお願いしたいと思います。

次、3点目でしたが、その次、第6回、今1月中旬ごろで設定をするということになっておりますが、第6回の開催時間の設定について、事務局から問題提起がございました。県政記者クラブ加盟社等々の要請、マスコミさんの要請に配慮するということも、特に今回のこの処分場の話しというのは、県民の関心も高いということで、マスコミを通じて県民への情報提供をできるだけしたいというところがございます。ということで、できるだけ早い時間から少し時間をとって開催したいと思うところでございますが、これいかがでしょうか。例えば、先ほどの案ですと朝10時。委員、朝10だったらどうですか。

委員：かまいません。

委員長：大丈夫ですか？無理ないですかね。

委員：2時間で行きますから。

委員長：そうしたら、何時からというのは別として、今、事務局からご提案いただいた方向で日程調整する。ちょっと委員の皆様方には最後の第6回委員会、長時間、お昼を挟むと長時間になりますので、ご負担が大きいかと思えますが、やはり、審議事項の重大さに鑑みて、ご協力をお願いしたいと思います。そうしましたら、そうですね、第6回の開催日時については、また今後、調

整をしていくということで事務局のほうでお願いします。以上で、議事を終了いたします。委員の皆様お疲れさまでした。私も疲れました。進行を事務局にお返しします。一番疲れたのは事務局だと思います。はい、お願いします。

事務局：どうも、長時間にわたりまして、委員長、委員の皆様、ご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

また、先ほどはこれからのいくつかのスクリーニングにつきましても、どうもありがとうございました。

それで、1点、ちょっとご報告といたしますか、19時から本日の非公開部分について、審議内容につきまして、マスコミの方々にご説明させていただくということで、これから対応するところがございますけれども、1点だけがございますけれども、今回応募箇所4箇所のうちで1箇所が抽出されたというところがございますけれども、南国市に2箇所ございますね、具体的に申し上げますと、大字の白木谷と成合でございますけれども、この2箇所につきましても、前回104箇所を1次調査対象地として抽出した時の104箇所の大字の中には含まれてございませんでした。ということで、これまでもマスコミの方からも、この2箇所は、1次調査対象地に選ばれていないのじゃないかというようなことでのご質問もいただいたりしておりましたけれども、まだ委員会のほうでご審議をいただいていないのですので、というところで、そういうふうにお答えをしておりましたけれども、本日ご審議をいただきまして、実際に具体的な条件を示して、科学的に絞り込んでいくと、その2つの大字が1次調査対象地に残ることがありえないのが明らかではないかというようなこともございまして、マスコミの方からご質問があれば、それはそうですということでお答えさせていただくというふうな形にしたいと思しますので、その点、ご了解いただけたらと思います。

委員長：あれですね、1次スクリーニングの評価を他の箇所と同様に行うと外れちゃうと。

事務局：ということでございます。それだけ、ちょっとご理解いただけたらと思います。それでは、改めまして、本日は誠に長時間どうもありがとうございました。これをもちまして、第4回の新たな管理型最終処分場候補地選定委員会を終了させていただきます。本当にどうもありがとうございました。

一同：ありがとうございました。